

豊中市学校教育審議会に係る規則等について

1. 豊中市学校教育審議会規則

(目的)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年豊中市条例第38号）第2条の規定に基づき、豊中市学校教育審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営その他審議会について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、市立小学校及び中学校の通学区域その他の学校教育のあり方についての諸課題を調査審議し、意見を答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に定める者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 優れた識見を有する者

(2) 市民

2 前項第2号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、前条第1項第2号の委員を除き、再任されることができる。

3 教育委員会は、委員に特別の事情があると認める場合は、任期中であっても解嘱することができる。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会に、専門の事項を調査審議させるために必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員で組織する。
- 3 部会に座長を置き、座長は、部会に所属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 座長は、部会における審議状況及び結果を審議会に報告しなければならない。

(関係人の出席)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見を求めることができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、学校教育課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例（平成13年豊中市条例第31号）の施行の日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に招集される審議会並びに会長及び副会長に事故がある場合その他の会長の職務を行う者がいない場合における審議会の招集及び会長が決定されるまでの審議会の議長は、教育長が行う。
- 3 令和3年8月1日から令和5年5月31日までの間に委嘱される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則（平成15年4月1日教育委員会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月27日教育委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月26日教育委員会規則第7号抄）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月24日教育委員会規則第15号）

- 1 この規則は、平成20年7月1日から施行する。
- 2 豊中市立小・中学校通学区域審議会規則（昭和29年豊中市教育委員会規則第2号）は、廃止する。
- 3 この規則の施行後最初に招集される審議会並びに会長及び副会長に事故がある場合そ

他の会長の職を行うものがない場合における審議会の招集及び会長が決定されるまでの審議会の議長は、教育長が行う。

- 4 この規則の施行後この規則による改正後の豊中市学校教育審議会規則（以下「改正後の規則」という。）第4条第1項各号に掲げる者のうちから最初に委嘱される委員の任期は、改正後の規則第5条第1項本文の規定にかかわらず、平成21年5月31日までとする。

附 則（平成23年3月25日教育委員会規則第2号抄）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日教育委員会規則第12号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月20日教育委員会規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

2. 豊中市情報公開条例(抜粋)

(会議の公開)

第23条 附属機関等の会議(法令等の規定により公開することができないとされている会議を除く。)は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、非公開とすることができる。

(1) 不開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合

(2) 物理的な妨害行動等が客観的に予測され、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる場合

3. 審議会等の会議の公開の実施に関する要領(抜粋)

第2 公開、非公開の決定

1 審議会等の会議の公開、非公開については、条例に基づき、当該審議会がその会議において決定するものとする。ただし、新たに設置される審議会等であって、審議会等の設置の趣旨、目的等から当該審議会等の会議を公開することが条例に基づき明らかな場合は、当該審議会等を設置する執行機関が会議を公開することを決定することができる。